

厚生労働大臣が定める揭示事項

当院は、厚生労働大臣の定める基準に基づいて診療を行っている保険医療機関です。

1. 九州厚生局への届出に関する事項（施設基準届出）

○基本診療料の施設基準

- ・精神病棟入院基本料 15 対 1 入院基本料（看護師比率 70%以上）
- ・看護配置加算
- ・看護補助加算 1（30：1） 看護補助体制充実加算 1
- ・精神科急性期治療病棟入院料 1
- ・精神科身体合併症管理加算
- ・後発医薬品使用体制加算（Ⅰ）
- ・精神科急性期医師配置加算 2 の口
- ・精神科入退院支援加算
- ・医療 DX 推進体制整備加算

○特掲診療料の施設基準

- ・精神科デイ・ケア（大規模なもの）
- ・精神科ショート・ケア（大規模なもの）
- ・精神科ナイト・ケア
- ・精神科デイ・ナイト・ケア
- ・精神科作業療法
- ・医療保護入院等診療料
- ・薬剤管理指導料
- ・抗精神病特定薬剤治療指導管理料
- ・CT 撮影及び MRI 撮影
- ・入院ベースアップ評価料
- ・外来ベースアップ評価料（Ⅰ）

2. 入院基本料について

本 3、東 1 病棟では、入院患者 15 人に対し 1 人以上の看護職員を配置しております。

本 2 病棟では、13 人に対し 1 人以上の看護職員を配置しております。

なお、病棟・時間帯・休日などで看護職員の配置が異なります。実際の配置につきましては、各病棟に詳細を掲示しておりますのでご参照下さい。

また、入院患者 30 人に対して 1 人以上の看護補助者を配置しております。

3. 入院診療計画、院内感染防止対策、医療安全管理体制、褥瘡対策及び栄養管理体制について

当院では、入院の際に医師を初めとする関係職員が共同して、患者さんに関する診療計画を策定し、7 日以内に文書によりお渡ししております。また、厚生労働大臣の定める院内感染防止対策、医療安全管理体制、褥瘡対策及び栄養管理体制の基準を満たしております。

4. 入院時食事療養費について

入院時食事療養費（Ⅰ）の届出を行っており、管理栄養士によって管理された食事を適時（朝食：午前8時、昼食：午後12時、夕食：午後6時）、適温で提供しています。また入院時食事療養費の主な自己負担額については以下の通りです。

対象者	負担額
一般所得者の場合 （限度額適用認定証ア、イ、ウ、エの方）	1食 510円
住民税非課税世帯の場合 （限度額適用認定証オ、区分Ⅱの方）	1食 240円
住民税非課税かつ所得が一定基準に満たない70歳以上の場合 （限度額適用認定証区分Ⅰの方）	1食 110円

5. 「個別の診療報酬の算定項目の分かる明細書」の発行について

当院では、医療の透明化や患者への情報提供を積極的に推進していく観点から、平成30年4月1日より、領収書の発行の際に、個別の診療報酬の算定項目の分かる明細書を無料で発行しています。また、公費負担医療の受給者で医療費の自己負担のない方についても、平成30年4月1日より、明細書を無料で発行しています。

なお、明細書には、使用した薬剤の名称や行われた検査の名称が記載されます。その点をご理解いただき、ご家族の方も含めて、明細書の発行を希望されない方は、会計窓口にてその旨お申し出下さい。

○「一般名処方加算」

当院では、後発医薬品のある医薬品について、特定の医薬品名を指定するのではなく、薬剤の成分をもとにした一般名処方を行う場合があります。特定の医薬品の供給が不足した場合であっても、一般処方名によって患者さんに必要な医薬品が提供しやすくなります。

○「後発医薬品使用体制加算」

当院では、厚生労働省の後発医薬品促進の方針に従って、後発医薬品（ジェネリック医薬品）の使用に積極的に取り組んでいます。

現在一部の医薬品について十分な供給が難しい状況が続いています。

当院では医薬品の供給不足が発生した場合に、医薬品の処方などの変更に関して、適切な対応ができる体制を整備しております。状況によっては、患者さんへ投与する薬剤が変更となる可能性がございます。変更にあたって、ご不明な点やご心配なことがありましたら当院職員までご相談ください。ご理解とご協力をお願いいたします。

○「医療 DX 推進体制整備加算」

当院は、オンライン資格確認を行う体制を有しており、医療 DX を通じて質の高い医療を提供できるよう取り組んでいます。オンライン資格確認によって得た情報（受診歴、薬剤情報、特定健診情報その他必要な診療情報）を医師が診察室等で確認できる体制を整備し、診療に活用します。